

審査基準

1. 資格の有無の照合

新規申請、追加申請、書換申請、再発行申請及び更新申請の監理技術者資格の有無については、電子計算機により処理をした監理技術者資格を有する者の名簿又は添付書類により確認できること。

2. 本人確認情報との照合

新規申請、追加申請、書換申請、再発行申請及び更新申請並びに変更届出の本人確認情報（氏名、生年月日、住所、旧氏（旧姓）併記）については、住民基本台帳ネットワーク又は住民票で確認できること。

この場合において、氏名変更を行うときは、戸籍謄本又は戸籍抄本の記載事項により、変更前の氏名を確認できること。

3. 資格者証用写真の照合

新規申請の資格者証用写真については、官公庁が発行する証書（運転免許証等本人の写真が貼付されているものに限る）の写しの写真と同一人物であること。

追加申請、書換申請、再交付申請、再発行申請及び更新申請の資格者証用写真については、センターが保有する交付済者名簿の写真と同一人物であること。

4. 建設業者の業務に従事している場合の確認

新規申請、追加申請、書換申請、再発行申請及び更新申請並びに変更届出の所属建設業者名については、建設業許可通知書（写）及び以下の i、ii 又 iii はの書類で確認できること。

i. 健康保険被保険者証の写し（所属建設業者名が確認できない場合は、当該写し及び健康保険組合からの被保険者である旨の証明書の写し）

ii. 市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書の写し

iii. 日本年金機構が決定する最新の標準報酬決定通知書の写し

標準処理期間

1. 申請から資格者証の交付までに要する期間については、土曜日、日曜日及び休日を除き、次の期間を目安とする。

i. 電子的方法による場合 10日

ii. 支部へ申請する場合 20日（監理技術者資格を有することを証する書面として、実務経験証明書を添付して申請する場合 30日）

2. 変更の届出から資格者証の記載事項の変更に要する期間は、土曜日、日曜日及び休日を除き、次の期間を目安とする。

①氏名（旧姓併記を希望する場合を含む。）、住所又は所属建設業者名を変更した場合

i. 支部窓口を持参する場合 即日

ii. 本部に郵送する場合 20日

iii. 電子的方法による場合 10日

3. 1及び2の期間には、申請者等による不備の補正に要する期間を含まないものとする。